

地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の名称
観光を基軸に交流・産業を創出する村づくり
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
奈良県吉野郡十津川村
- 3 地域再生計画の区域
奈良県吉野郡十津川村の全域
- 4 地域再生計画の目標

4-1 本村の概要と背景

十津川村は、和歌山・三重両県に接する奈良県の最南端、紀伊半島のほぼ中央に位置し、森林と水資源に恵まれた村である。大きさは東西 33.4 キロメートル、南北 32.8 キロメートル、面積は 672.35 平方キロメートルで、奈良県の約 5 分の 1 の広さを占めている。村としては日本一の広さを持ち、その 96% が山林であり、人工林がその半分を占める。集落に点在する緩やかな斜面は耕作地として耕され、一部稲作や畑作が行われている。村の中央には十津川本流が深い V 字溪谷をなして歪流し、四方を大峰山脈、伯母子山脈、果無山脈などの緑濃い山並みが幾重にも重なりあって取り囲み、雄大な山岳美が一望できる。

村内には、奈良県下唯一の高温湧出泉が 3 箇所あり、平成 16 年 6 月に全国に先駆けて村内宿泊施設・公衆浴場で「100% 源泉かけ流し宣言」を行った。同年 7 月には、村内を通る 2 本の古道「大峯奥駈道」と「熊野参詣道小辺路」が「紀伊山地の霊場と参詣道」として“世界遺産”に登録され、年間 30 万人程度の観光集客が見られる。

一方で村の高齢化率は 40% を超え、集落においては「限界集落」といわれる高齢化の極端に進んだ集落も現れ始めており、少子高齢化や過疎化の進行が深刻な問題となっている。特に、主幹産業である観光産業で担い手不足、後継者不足が懸念され、事業の縮小を余儀なくされている。

また、もうひとつの主幹産業であった林業も木材価格の低迷や作業員の高齢化や担い手・後継者の減少などで間伐等の保育がなされず放置林が目立つようになってきている。農業においても、林業と同様に従事者の高齢化や野生鳥獣被害等により放棄農地が増加しており、農村の美しい風景であった棚田が失われつつある。

以上のように本村では、地域経済全体の活力低下、伝統文化の衰退、森林・農地の荒廃、地域コミュニティの崩壊などが懸念されている。

4-2 雇用面における課題と目標

本村の農林業などの第一次産業においては、高齢化と後継者不足が深刻な問題になっている。第一次産業等に携わる多くの事業者はこのままでは事業の縮小や廃業が避けられない状況である。

本村では、エコツーリズムやグリーンツーリズムなど交流・体験型観光を基軸として都市住民との交流による地域活性化を行うことで、第一次産業や商業の振興を推進している。地域雇用創造推進事業で担い手不足、人材不足の解消や創業・起業を図り、新たな雇用創出を図る。

【数値目標】新規雇用者数

| | | | | |
|------|--------|----------|--------|-----|
| 1年度目 | 7人（常雇 | 5人、常雇以外 | 1人、創業者 | 1人） |
| 2年度目 | 15人（常雇 | 11人、常雇以外 | 2人、創業者 | 2人） |
| 3年度目 | 15人（常雇 | 11人、常雇以外 | 2人、創業者 | 2人） |
| 合計 | 37人（常雇 | 27人、常雇以外 | 5人、創業者 | 5人） |

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

4に掲げる目標を達成するため、地域経済の主体である人材を育成するとともに、主幹産業である観光産業を基軸として、豊富な観光資源・地域資源を活用した交流・産業を創出することによる新たな雇用創出、定住を進めることで地域の活性化を図っていく。

① 観光活性化分野

世界遺産をはじめとする十津川村の豊富な観光資源を活用して観光活性化、特に消費者ニーズを踏まえた滞在型・体験型観光による活性化を図るため、衰退傾向にある農林業を、都市住民との農山村体験交流などを通じて観光産業と結びつけ、交流者などの就農、定住を促進し、地域の生活環境の保全と新たな雇用創出を図り、収入向上による体力強化と地域の活性化を目指す。

② 農商工活性化分野

地域で生産される農林水産物を地域ブランドとして商品化し販路開拓するとともに、地産地消の促進など地域内における資源循環を活発化させることにより、地元産品レストラン経営、直売所経営、製造方法開発、流通体制の確立などのコミュニティビジネスによる新たな雇用創出を図る。

③ 林業活性化分野

主幹産業である林業の再生に向けた十津川産材の生産流通拡大のため、木材加工や乾燥技術の指導、販路開拓・流通体制の確立による林業従事者の雇用創出を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業
該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

(1) 支援措置の番号及び名称

- ①【B0902】地域雇用創造推進事業
- ②【B0905】地域雇用創造実現事業

(2) 実施主体

十津川村地域雇用創造協議会

(3) 構成団体

十津川村、十津川村商工会、十津川村観光協会、十津川村観光開発株式会社、十津川村旅館組合、十津川村民宿組合、十津川村森林組合、十津川村森林を活かした村づくりの会、神納川農山村交流体験協議会、奈良県立十津川高等学校、奈良県

(4) 事業の具体的内容

I 地域雇用創造推進事業の活用（雇用拡大、人材育成、就職促進）

①雇用拡大メニュー

商業関係者等を対象に、地域産品を活用した商品開発についてのセミナーを行う。あらたな特産品開発の手法などを学ぶことにより、事業拡大を図り、新たな雇用創出を生む。

【セミナー利用者 数値目標】

（商品開発 : 1年度目 20人、2年度目 20人、3年度目 20人）

②人材育成メニュー

○観光の受け皿機能の強化

グリーンツーリズム来訪者を受入れ、体験学習をさせる農家の新規開拓を行うため、農家民宿開業希望者を対象に起業セミナーを行う。また、観光業従事者・従事希望者を対象におもてなしや観光についての専門知識、インターネットを活用したPR方法などのセミナーを実施し、観光業、宿泊施設に携わる従業員の育成、能力向上を図り、観光の受け皿を強化するとともに、観光産業関連業者のサービス力を強化しリピーターの増加につなげる。

【セミナー利用者 数値目標】

（起業セミナー : 1年度目 10人、2年度目 10人、3年度目 10人）

（おもてなしセミナー : 1年度目 15人、2年度目 15人、3年度目 15人）

（観光セミナー : 1年度目 15人、2年度目 15人、3年度目 15人）

（インターネット : 1年度目 20人、2年度目 20人、3年度目 20人）

○地域資源を活用した林業・農業の活性化による雇用創出

木材加工施設職員を対象に、加工技術指導や販路・流通体制の確立に向けた専門家による指導助言を行うとともに、奈良県認証の「十津川産材」での家づくりを推進し、衰退する林業に歯止めをかけ村の主産業の復活と新たな雇用創出を目指す。

また、特産品づくりに向けた農業スタッフを養成する研修会を展開し、農業の専門家を養成することにより、農業の活性化、特産品づくりなど農商工活性化を図る。

③就職促進メニュー

○U・I ターン促進の取組

都市部からのU・I ターン希望者へ向け、U・I ターンフェアを開催する。都市部で直接、UI ターン希望者に向けて説明会を開催すること等により、村内への就職・定住促進を図る。

【説明会等の開催回数目標】

(1年度目 2回、2年度目 2回、3年度目 3回)

○就職情報発信事業

十津川村地域雇用創造協議会のホームページを開設し、各種研修会、講座開催状況、活動状況などを発信するとともに、インターネットや雑誌、チラシ等を活用して情報発信を行う。効果的な情報発信をすることにより、村内への就職・定住促進を図る。

II 地域雇用創造実現事業の活用

①滞在型・体験型観光プログラムや着地型観光商品開発事業

世界遺産をはじめ、温泉、歴史、文化、自然などの観光資源の豊富な本村では、今までも地域資源の掘り起こしを行い、体験型・交流型観光商品の造成、農家民宿の開業支援など観光活性化に向けた取組を実施してきたが、専門的知識を有する人材の不足などで継続的、効果的な実施が難しい状況にあった。

今回、地域雇用創造推進事業で育成した人材を有効に活用して、体験型・交流型観光商品の造成、土産物や地域産品の商品ブランド化を推進していく。

○観光プログラム開発事業

地域事業者が参加者となるワークショップに、ファシリテーション（議論を活性化させ、創造的な意見を出させ、進行・まとめを行う）の能力に長けた専門家やプラン作りに長けた専門家を招いて、参加者が自ら考える旅行商品を造成していく。

参加者である地域事業者が観光、ひいては地域をどうしていくかという議論を活発に行うことによって参加者の意識向上につながる。また、考え出された観光商品が実際に雑誌などでプロモーションされるという具体的・明確なゴールがあるため、参加者にとって成果が見えやすく、商品造成に向けた取組が促進される。

ワークショップで出た商品企画をモニターツアーで検証するとともに、雑誌やイン

ターネットを活用して積極的に情報発信していく。

また、ワークショップにかかる検討資料として、十津川村の認知度、市場ニーズ、などを把握するための調査も合わせて実施する。

○地域ブランド商品開発事業

伝統的地場産品を農商工連携で商品開発し、販路開拓と観光活性化を両輪で推進していくため、地域産品のブランド化を図る。

そのため、市場調査を実施するとともに観光プログラム開発事業のように参加型ワークショップを行い、地域事業者自らが考えて、地域産品のブラッシュアップ、地域ブランド化を地域事業者の意欲を向上させながら商品開発を行う。また積極的に広報、商談会への出店を実施し、販路開拓にもつなげていく。

②遊休農作地を活用した農産品試験栽培事業

現在十津川村の一地域では、休耕地を活用しての新産品（クレソン）の栽培を検討している。昨今の十津川村の農地では、鹿や猪などによる被害が多いが、クレソンは香草のため、鹿や猪が食わず栽培しやすく、郷土料理である猪肉料理などにもマッチし、地産地消を行なう為の有望な産品である。また定住などをより一層推進するため、長期滞在型観光や体験型観光にも活用でき、地域産品にもなりえる農産品栽培に取り組む。

具体的には、遊休農地調査を実施し村内で活用できる農地を調査するとともに、農地を確保し、試験栽培や試験販売、商談会などを活用した販路開拓を行う。

5-3-2 支援措置によらない事業

①観光活性化

○『心身再生の郷づくり』事業

平成18年度から「心身再生の郷十津川」の実現のため、官民協働による実行委員会を立ち上げて、源泉かけ流しの温泉や世界遺産の古道を活用した「心身再生の郷体験ツアー」を実施するとともに、観光大使制度の設立、首都圏での観光PR活動、電源地域振興指導事業マーケティング支援プログラムによる現地指導会、田辺市との観光圏事業支援、国土交通省の地域振興アドバイザーによる指導事業などを実施し、村の観光振興に対する提言や事業の展開を行っている。

○産業振興事業利子補給金

地域産業の発展を図るために資金を借り受けて事業を行う個人又は農林家が組織する団体に対し、借入額の利息2%を6年間分補填するもので、借入金額は2千万円を限度額としている。融資を受けて宿泊施設の改修等を実施する場合、この事業の利子補給を受けて宿泊施設のリニューアルを実施し、施設の魅力向上を図っている。

○宿泊施設魅力創出事業

モデル地域として、本村内の宿泊施設経営者や観光関係団体職員を対象に、地域の課題抽出、目標設定、スケジュール決定などを行うワークショップを展開。具体的成果として、宿泊施設での新たな料理メニューの開発や、モニターツアーを実施して、企画した旅行商品の検証などが行われたほか、参加者の意識が劇的に変化するなど、問題意識の向上、モチベーション向上に繋がっている。

②農商工活性化

○商品開発・マーケティング事業

ふるさと雇用再生特別対策事業を活用した特産品開発や市場調査・販路開拓を推進するため、十津川村商工会と道の駅十津川郷指定管理者である「ほんまもんグループ」にそれぞれ委託して、商品開発など産業振興等を推進している。

3カ年間の委託事業であり初年度の実績としては、十津川村商工会では、特産品をインターネット販売するための指導助言や旅館民宿業者が必要とする農産物の調査などを実施。また、ほんまもんグループでは、村の食材を活用したケーキや弁当・ソバ料理等の開発とともに、道の駅十津川郷での顧客ニーズ調査を実施し、今後の特産品開発を進めている。

③林業活性化

○十津川郷土の家ネットワーク事業

十津川の木で家を建てることを目的に設立した「十津川郷土の家ネットワーク」により十津川村森林組合では、奈良県地域認証材の認定を受けて奈良県内を中心に十津川産材による「十津川郷土の家」を工務店(地域ビルダー)と協力し販売している。この事業で家を建てられた施主には、その後も村との関わりを持ってもらおうと特別村民証を交付し、村に訪れた際には公衆浴場などの利用が、村民と同じ料金で利用できることになっている。また、施主に村のことをよく知ってもらうためにも伐採・製材の見学ツアーも実施しており、生産者の顔が見える家を目指している。

5-3-3 地域再生基本方針に基づく支援措置以外のもの

① 子ども農山漁村交流プロジェクト事業

学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する事業であり、農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動をモデル的に実施している。

平成20年に本村の神納川地区がモデル地区に認定され、5校延べ300人の小学生が、当該地区の農家に3泊4日で宿泊し、農作業体験などの体験学習を実施した。今後も引き続きモデル事業として、小学生の受け入れを行っていく予定である。

② 広域地方計画先導事業「農山村と都市部のブリッジ」プロジェクト事業

十津川村においてモデル的に農林漁業体験ツアーや世界遺産小辺路の体験ウォークや棚田のオーナー制度、農林産品のブランド化を積極的に進め、このモデル事業

を周辺地域に広げるとともに周辺の市町村と連携した新たな流入・交流ルートを開発し、二地域居住や移住へつながる都市住民の流入を促進し、過疎地域と都市との交流による持続可能な地域社会の構築を図っている。

③ 地域振興アドバイザー派遣事業

地域の活性化・交流を促進するために、様々な課題を抱えている市町村へ各分野の専門家を派遣して、その専門家から助言をしてもらうことにより、自主的な地域づくり活動等を側面から支援し、もって地域の活性化に資することを目的としている事業である。

本村においては、3名のアドバイザーの派遣を受けて、地域資源発掘、民間の視点からの地域振興方策の検討、第3セクターへの経営改善についてなどのアドバイスを受けている。平成21年度においては、事後指導として1回指導を受けるとともに、1名のアドバイザーには第3セクターの経営改善について継続して指導を受けている。

6 計画期間

地域再生計画認定の日～平成25年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の目標達成状況については、当該事業に参加した求職者の就職件数や、起業・創業件数などの数値目標と比較し判定する。

また、この結果については、開設予定の十津川村地域雇用創造協議会のホームページ上で毎年度ごとに公開し、広く村民に対し情報公開する。

8 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし